

令和元年度第 2 回定例監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査

2 監査実施日

令和元年 12 月 20 日

3 監査の対象

令和元年度上半期（平成 31 年 4 月～令和元年 9 月）における財務に関する事務の執行状況及び金銭出納業務

4 監査の方法

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月末日までの令和元年度所管事務事業について、関係書類、預金通帳、諸帳簿等を監査した。また、あらかじめ提出された書類について、関係職員に説明を求めるとともに、事務の執行状況及び内容等について、質疑応答の方法により内容聴取を行った。

5 監査の項目及び主な着眼点

- (1) 予算及び事務事業の執行が計画的かつ効率的に行われているか
- (2) 収入の確保及び収入手続きは適正に行われているか。
- (3) 支出負担行為及び支出手続きは適正に行われているか。
- (4) 契約の時期、方法及び手続きは適正か。
- (5) 証拠書類の保管等、検収事務は適正に行われているか。
- (6) 現金の出納、保管及びその取扱いは適切に行われているか。
- (7) ごみ処理施設の管理運営が適正かつ効果的に行われているか。
- (8) ごみの減量化及びリサイクルに積極的に取り組んでいるか。

6 監査の結果及び所見

(1) 令和元年度上半期の現金出納状況

歳 入

款 項	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)	
1款 分担金及び負担金		260,559,000	120.07%	217,002,000	
1項 負担金	通常経費負担金	260,559,000	120.07%	217,002,000	
	内 訳	安芸高田市分	132,845,000	100.13%	132,672,000
		北広島町分	127,714,000	151.45%	84,330,000
2款 使用料及び手数料		50,909,700	96.07%	52,990,980	
2項 手数料	総務手数料(許可証交付手数料 他)	380,000	91.57%	415,000	
	衛生手数料(ごみ処理手数料)	50,529,700	96.11%	52,575,980	
4款 財産収入		207,170	121.98%	169,843	
1項 財産運 用収入	土地建物貸付収入	115,280	100.38%	114,840	
	利子及び配当金(財政調整基 金利子)	91,890	167.06%	55,003	
6款 繰越金		29,474,182	117.16%	25,156,843	
7款 諸収入		4,115,516	93.18%	4,416,781	
1項 組合預 金利子	預金利子	50,380	100.21%	50,275	
2項 雑入	雑入	4,065,136	93.10%	4,366,506	
	内	アルミ缶等プレス売却代	3,115,617	91.75%	3,395,680
		古新聞・雑誌等売却代	907,351	120.72%	751,616
		小型家電製品売却代	3,840	2.21%	173,599
		廃油売却代	4,000	—	0
		自動販売機電気料	32,400	104.99%	30,860
	訳	平成 30 年度確定負担金 (地方公務員災害補償基金)	231	—	0
拾得金		1,697	—	0	
歳 入 計		345,265,568	115.19%	299,736,447	

歳 出

款 項 目 節	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)
1款 議会費		12,330	118.56%	10,400
1項 議会費		12,330	118.56%	10,400
2款 総務費		19,520,631	102.36%	19,070,193
1項 総務管理費		19,516,127	102.36%	19,066,403
2項 監査委員費		4,504	118.84%	3,790
3款 衛生費		210,287,985	106.36%	197,719,855
1項 清掃費		210,287,985	106.36%	197,719,855
1目 2節	給料(一般職給)	17,380,800	103.09%	16,860,000
3節	職員手当等	12,752,416	110.08%	11,584,802
4節	共済費	6,873,757	107.03%	6,422,353
8節	報償費	120,000	102.13%	117,500
9節	旅費	17,840	46.10%	38,700
11節	需用費	36,246,998	145.82%	24,857,944
内	機器設備点検整備・修繕・ 部品・消耗品費	11,477,796	285.93%	4,014,186
記	電気料	13,400,271	100.98%	13,269,595
	その他(薬品、ごみ袋他)	11,368,931	150.10%	7,574,163
12節	役務費	2,299,859	114.99%	2,000,000
13節	委託料	134,106,544	99.59%	134,663,852
内	収集運搬及び施設内作業業務	77,244,750	100.00%	77,244,750
記	焼却灰・集じん灰資源化	19,522,274	93.36%	20,910,290
	その他(夜間運転業務他)	37,339,520	102.28%	36,508,812
14節	使用料及び賃借料	309,876	332.20%	93,280
19節	負担金、補助及び交付金	163,495	66.90%	244,372
27節	公課費(公用車重量税〔1台〕)	16,400	23.91%	68,600
歳 出 計		229,820,946	106.01%	216,800,448

(2) 令和元年度上半期の資源化内訳

歳 入

品 目	数 量 (kg)		金 額 (円) 【税込】	
	元年度上半期	30年度上半期	元年度上半期	30年度上半期
アルミプレス	9,980	13,460	808,380	1,482,753
スチールプレス	21,840	24,540	518,919	747,391
鉄くず	110,390	107,920	1,788,318	1,165,536
アルミ缶等プレス売却代 合計			3,115,617	3,395,680

小型家電製品	35,528	32,148	3,840	173,599
--------	--------	--------	-------	---------

新 聞	19,930	19,580	215,244	170,003
雑 誌	59,720	63,930	386,986	262,732
ダンボール	39,930	40,730	301,870	316,937
紙パック	430	360	3,251	1,944
古新聞・雑誌等売却代 合計			907,351	751,616

歳 出

品 目	数 量		金 額 (円) 【税込】	
	元年度上半期	30年度上半期	元年度上半期	30年度上半期
焼却灰（資源化処理）	410.26 t	428.32 t	11,077,020	11,564,640
集じん灰（資源化処理）	99.48 t	115.53 t	4,942,166	5,739,530
焼却灰（運搬）	43 台	43 台	2,215,188	2,215,188
集じん灰（運搬）	25 台	27 台	1,287,900	1,390,932
廃蛍光管	1,213kg	0kg	1,112,268	0
廃乾電池	8,160kg	0kg		
無色のガラスびん	21,960kg	10,620kg	4,077	1,836
茶色のガラスびん	9,680kg	21,500kg	10,037	19,504
その他の色のガラスびん	0kg	14,640kg	0	14,661
プラスチック製容器包装	8,780kg	12,410kg	4,372	6,562
不燃物残渣【微小金属くず等】	121,920kg	143,240kg	6,433,344	7,402,968
布団・畳・衣類・木くず・廃プラスチック	279,050kg	273,760kg	9,057,461	8,979,166
粗大ごみ切断物	50,540kg	54,780kg	2,749,706	3,011,923
紙おむつ	12,080kg	10,720kg	455,801	412,063
ガラスくず等埋立	40.22 t	32.26 t	398,520	311,040

(3) 結果及び所見

ア 財務に関する事務について

会計管理者からの説明聴取を行うとともに、提出資料、証拠書類、預金通帳、定期証書、関係諸帳簿、指定金融機関の残高証明書、芸北広域きれいセンターの保管現金調書類を点検・照合し、検査を行った結果、計数上の誤りは認められなかった。

収入としては、許可証交付手数料や携帯電話用アンテナ基地局の土地貸付料他があるが、概ね適正な出納事務が行われていることが確認できた。

支払事務において、錯誤により北広島町の会計から支出していたものが1件あり、直後に修正を行っていた。北広島町の会計事務との兼務であり、混同しやすい状況ではあるが、日頃より軽微なミスも見逃さないチェック体制づくり等、適正な支払事務の執行に努められたい。

イ 契約に関する事務について

契約事務については、提出された芸北広域きれいセンターの契約状況の一覧調書及び起案文書等の検査を実施したところ、概ね適正に処理されていた。

ウ 事業の実施状況について

(ア) 有害ごみの処理

蛍光灯や乾電池等の水銀含有廃棄物については、コスト重視ではなく、安全かつ適正な処理を最優先に北海道の事業者へ資源化を委託している。しかしながら、排出時に蛍光灯を割って燃えないごみで出したり、山林への不法投棄も散見され、人体や環境への影響も懸念される。こうした有害なごみについては、危険性について、住民への周知徹底を十分に行われたい。また、有害ごみ袋については1枚ずつの販売としたり、役場窓口で水銀式体温計等の引き取りを行う等、回収体制の整備も検討されたい。

(イ) 処分・リサイクル体制

最近では、地域での集団回収も活発化し、店頭や役場での拠点回収も拡大しているが、古紙類等の価格下落が起こっている。また、廃プラ等、産業廃棄物として処理する場合は、高額な処分費となることがある。不法投棄やごみの増加を防止するためにも、資源化、処理先、分別方法等について、住民への詳細な情報提供を推進されたい。

(ウ) 事業系ごみの減量

事業所のごみ減量対策としては、訪問指導や商工会と連携した取り組みが必要と考えられるが、組合だけでは、マンパワーが不足しており、安芸高田市及び北広島町の担当課との協働が必要である。事業系ごみの値上げが行われる前に、減量化計画の策定を行うとともに、メリハリのある人員配置による対策を実現していくためにも、市町の推進体制の強化を図られたい。

以上、ごみの減量化・資源化が経費節減と事務の効率化に最も効果があることを念頭に、事業を進められたい。